

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年 1 月29日
【発行者名】	日本賃貸住宅投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員 トシヤ・クロダ
【本店の所在の場所】	東京都港区新橋六丁目16番12号 京阪神御成門ビル9階
【事務連絡者氏名】	株式会社ミカサ・アセット・マネジメント 執行役員経営管理部長 近持 淳
【連絡場所】	東京都港区新橋六丁目16番12号 京阪神御成門ビル9階
【電話番号】	03-5425-5600
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

本投資法人の投資方針につき、以下のとおり変更することが決定されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第1項及び同条第2項第3号の規定に基づき本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 変更の内容についての概要

本投資法人の資産運用会社である株式会社ミカサ・アセット・マネジメントは、平成27年1月29日開催の取締役会において、投資対象エリアを東京都心7区、3大都市圏及び政令指定都市等から、東京都23区、東京都23区を除く関東・中京・近畿の3大都市圏及び政令指定都市等に変更する等、社内規程である運用ガイドラインを変更することを決議しました。

これに伴い、平成26年12月15日付で提出した有価証券報告書に記載された投資方針の一部が、平成27年1月29日付で以下のとおり変更されることとなります。

_____の部分は変更箇所を示します。

(訂正前)

第一部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

2 投資方針

(1) 投資方針

基本方針

(前略)

<賃貸住宅カテゴリー別投資比率>

賃貸住宅カテゴリー	取得価格ベース投資比率
ワンルームタイプ	50～80%
ファミリータイプ	20～50%

(注) 取得価格ベース投資比率の策定に際しては、以下の戸数ベースの投資比率を参考指標としています。

賃貸住宅カテゴリー	戸数ベース投資比率
ワンルームタイプ	55～85%
ファミリータイプ	15～45%

(注) 一棟の建物につき複数の賃貸住宅カテゴリーの住居が混在する場合、戸数ベースにおいて最も多い戸数のカテゴリーに属するものとして、当該一棟の建物全体を分類して投資比率を算定します。

<投資対象エリア別投資比率>

投資対象エリア	取得価格ベース投資比率(注4)
東京都心7区(注1)	10～50%
3大都市圏(注2)	50～80%
政令指定都市等(注3)	0～25%

(注1) 東京都心7区とは、千代田区、中央区、港区、新宿区、渋谷区、世田谷区及び目黒区をいいます。

(注2) 3大都市圏とは、東京都心7区以外の関東大都市圏、中京大都市圏及び近畿大都市圏をいいます。

(注3) 政令指定都市等とは、札幌大都市圏、仙台大都市圏、新潟大都市圏、静岡大都市圏、浜松大都市圏、広島大都市圏及び北九州・福岡大都市圏並びに人口が30万人以上の中核市をいいます。

(注4) 取得価格ベース投資比率の策定に際しては、以下の戸数ベース投資比率を参考指標としています。

投資対象エリア	戸数ベース投資比率
東京都心7区	30%以下
3大都市圏	50～90%
政令指定都市等	0～40%

(後略)

(訂正後)

第一部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

2 投資方針

(1) 投資方針

基本方針

(前略)

<賃貸住宅カテゴリー別投資比率>

賃貸住宅カテゴリー	取得価格ベース投資比率
ワンルームタイプ	50～80%
ファミリータイプ	20～50%

(注) 一棟の建物につき複数の賃貸住宅カテゴリーの住居が混在する場合、最も多い戸数のカテゴリーに属するものとして、当該一棟の建物全体を分類して投資比率を算定します。

賃貸住宅カテゴリー・戸数ベース投資比率の表及び(注)の全文削除

<投資対象エリア別投資比率>

投資対象エリア	取得価格ベース投資比率(注3)
東京都23区	30～70%
東京都23区を除く関東・中京・近畿の3大都市圏(注1)	30～60%
政令指定都市等(注2)	0～25%

(注1)の全文削除

(注1) 東京都23区を除く関東・中京・近畿の3大都市圏とは、東京都23区以外の関東大都市圏、中京大都市圏及び近畿大都市圏をいいます。

(注2) 政令指定都市等とは、札幌大都市圏、仙台大都市圏、新潟大都市圏、静岡・浜松大都市圏、岡山大都市圏、広島大都市圏、北九州・福岡大都市圏及び熊本大都市圏並びに人口が30万人以上の中核市をいいます。

(注4)の全文削除

(後略)

(2) 変更の年月日

平成27年1月29日